

# axis news

アクシスグループ

# 6

2024

## COLUMN

新人の離職率を下げるための取り組み  
オンボーディングの本質とは？



### 知りたいあれこれ Q&A

固定資産税とは？対象資産から税率、軽減措置まで徹底解説！

### 今月の助成金

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

# COLUMN

## 新人の離職率を下げるための取り組み オンボーディングの本質とは？

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



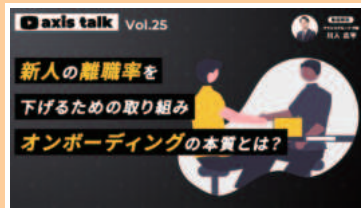
コラム執筆

アックスグループ 代表 川人 広平



new

axis talk



新人の就職率を下げるための取り組み  
オンボーディングの本質とは？

◀ YouTube動画はこちら

## 新人の離職率を下げる取り組み オンボーディングの “本質”とは

### Introduction

4月から年度が始まる企業において、6月は新入社員が入社してから丁度3カ月が経つ頃であると共に、新入社員が軌道に乗るかどうかの大切な時期でもありますよね。中には新入社員の定着を課題として感じている企業もあるのではないのでしょうか。

今回は新入社員の定着を観点に、新入社員の離職率を下げるための取り組み“オンボーディングの本質”についてお話したいと思います。

当社でも新型コロナウイルスが流行した2020年に、持続化給付金などの申請ご支援でオンボーディングを取り入れました。新入社員が給付金における不明点を中小企業庁や経産省に問い合わせをしたり、何件も申請ご支援を担当することで、お客様や先輩よりも詳しくなることができ、頼りにされるようになりました。マニュアルを作成したり研修を実施すれば新入社員でもできる業務であり、また1度目の申請が通過しなかったとしても、再申請を行うことができることはリスクが低く、オンボーディングにとても適していました。当社の事例を振り返ってやはり先ほどお伝えした4つの要件が揃うと効果を実感しやすいと思います。そのためにはまず第一に、オンボーディングに適した役割や仕事を見つけることが必要になってき

ます。

最近では SNS 運用を新入社員に任せようとする企業も増えてきているように思います。どのような方向性の投稿をしてもらうかなどのガイドラインやツールを決めておく必要はあります。しかし、あまり SNS に詳しいスタッフがいない企業においては新入社員が先輩よりも詳しくなれる領域でもありますが、リスクもそれほど大きくありません。上記の観点から SNS 運用を新入社員に任せるとは理にかなっていないと思います。

### 本質的なオンボーディングとは？

実は3年前の2020年8月号にもニュースレターのコラムとしてオンボーディングをテーマに取り上げたことがあります。

オンボーディングというと、新入社員の歓迎会を開催することや入社当日に自席があるといったことが挙げられますが、本質的なオンボーディングというのは、新入社員の方が価値ある成果を出すことができ、尚且つお客様や先輩から認められることで、仕事に楽しさややりがいを感じてもらうことではないかと考えています。ただ、このような本質的なオンボーディングを叶えるためには、いくつかの要件を揃える必要があると思います。一つ目の要件は、重要な仕事であり、マニュアル化や研修をすれば新人さんでもできる業務であること。二つ目は、繰り返し行えば先輩



ニュースレター 2020年8月号  
◀ 新入社員が大活躍！  
オンボーディングを取り入れよう！

### オンボーディングに必要な4つの要件

- 1 重要な仕事であり、マニュアル化や研修をすれば新入社員でもできる業務
- 2 繰り返し行えば先輩よりも詳しくなれる領域
- 3 チェック等の確認が可能
- 4 リスクが低く、ミスがあっても取り戻しが楽

よりも詳しくなれる領域であること。三つ目はチェック等の確認が可能であること。四つ目はリスクが低くミスがあっても取り戻しが楽なことだと思います。これらの要件が全て揃っているととても良いですが、全て揃っていないくても二つ目にご紹介した“先輩よりも詳しくなれるような領域”があることも効果を感じやすいように思います。例えば、会計事務所での仕事であれば、給付金や補助金の申請が上記のオンボーディングに該当します。新入社員の方がいきなり会計事務の処理に携わったり、経営者さんへの会計報告や相談にお答えすることは少し難易度が高いですが、このような給付金や補助金といった申請ご支援であればオンボーディングとして活かせる業務です。

### “社内広報”でより効果を実感

新入社員の離職率を下げるためには、オンボーディングに適した役割や仕事を見つけることが非常に大切ですが、新入社員の方々によりやりがいを感じてもらうためには、お客様からの感謝の声を集め、“社内広報”として社内に届けることも大切です。ただ、お客様からの悪い口コミは放っておいても集まります（※別紙理論）が、お客様からの感謝の声（良い口コミ）というのは放っておいても集まる訳ではなく、集めようという意識が欠かせないと思います。

例えば当社の事例においては、新入社員が持続化給付金の申請ご支援を行った際に、Googleへの口コミを依頼し、お客様の声を集めていきました。さらに、お客様からの口コミを集めるだけでなく、社内広報として社内に共有することで、新入社員のやりがい

が上がるよう工夫しました。新入社員の方々も自分が携わった仕事がお客の役に立たと実感できますし、こういった新入社員の取り組みや成果を社内広報として届け、先輩方に知ってもらうことも非常に効果的だと思います。

他にも新入社員の LINE 公式アカウントの運用をお願いの一つの方法だと思います。必要性のある仕事であり、さらに先輩方だとなかなか時間が割けないことを新入社員に担ってもらうことで、価値ある仕事に繋がるように思います。LINE のアカウント開設や構築において、スキルやマンパワーが足りなければ当社に依頼していただいても構いません。

マニュアル作成や研修、LINE のアカウント開設など必要なことを揃えた上で、新入社員の方々に価値ある

仕事ができるようにし、成果を出し、さらにその成果を社内に届けることでやりがいを感じてもらう取り組みが、離職率を下げるということに繋がれば良いなと思っています。



（※別紙理論とは）  
窓が割れているのを放置していると、そのことに対して誰も注意を払っていないという象徴になり、他の窓もすべて壊れてしまう傾向が高いという事実から、反対に割れた窓をすぐに修理すれば他の窓が割れる確率は低くなるという説を唱えた理論。



知りたいあれこれ

# Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ & A」  
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報  
を発信していきます。

今月の議題

「固定資産税とは？対象資産から税率、軽減措置まで徹底解説！」

# Q & A

No.56

## — 固定資産税とは？対象資産から税率、軽減措置まで徹底解説！ —

毎年1月1日時点を基準に、固定資産の所有者に対して市町村が課税する税金「固定資産税」。今回は固定資産税について、対象資産や税率、軽減措置まで詳しくお伝えしたいと思います。

### Q. どのような固定資産に課税されるの？

**A.** 対象となる固定資産は土地、家屋、償却資産です。  
土地、家屋についてはイメージしやすいと思いますが、償却資産についてはあまり聞きなれない方がほとんどだと思います。償却資産とは、事業のために所有している土地や家屋以外の資産のことであり、会社や個人事業主の方が事業用で所有している構築物や機械、器具及び備品等が含まれます。

### Q. 税額はどうに計算されているの？

**A.** 固定資産税評価額 × 税率（原則1.4パーセント）  
で計算されます。固定資産税評価額とは、固定資産税の基準となる価格であり、土地や家屋の場合は土地の公称価格や、家屋の時価額をもとに各自自治体が算定します。この額は3年に1度の間隔で見直されます。

一方で償却資産の場合には、所有者が償却資産の内容をそれぞれ自己申告する必要があります。具体的には、毎年1月1日現在、事業用に供する償却資産を所有している個人や法人が、その年の1月31日までに、資産が所在する地方自治体に申告しなければならないことになっています。

### Q. 軽減措置もあるって本当？

**A.** 固定資産税にはある一定の要件を満たすことで受けられる軽減措置がいくつかあります。代表的なものとして、新築された住宅が、各自自治体が定める床面積等の要件を満たす場合には、一定の期間家屋の固定資産税が2分の1になる軽減措置などがあります。

軽減措置について詳しく知りたい場合は、各自自治体のホームページに、「わがまち特例」というページを作成しているところもあり、そちらの自治体で受けることができる軽減措置の詳細を確認することができます。また、直接各自自治体にお問い合わせいただくことでより詳細な情報を聞くこともできるかと思えます。

弊社でもご質問等承っておりますので、弊社ホームページと公式LINEよりいつでもお問い合わせください。

### LINE公式アカウント



税理士法人アクセス

アクセスでは、会計や労務、相続などお客様の悩みに沿った提案をしております。初回は無料でご相談を承っておりますのでお気軽にお問い合わせください！また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためLINEの公式アカウントを開設しております。LINE検索で「税理士法人アクセス」と入力していただくか、左のQRコードから登録いただけます！

お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

## 今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

### 人材開発支援助成金

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

## 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）

### \*「人材開発支援助成金(人への投資促進コース)」とは？

人材開発支援助成金は、従業員の職務に関連した専門的な知識や技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の資金と経費の一部を事業主に助成する制度です。「人への投資促進コース」は、人への投資を加速化するため、令和4年～8年度までの期間限定助成として、次の5つの訓練に対する助成を行っています。

- 1 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練**  
高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する高率助成
- 2 情報技術分野認定実習併用職業訓練**  
IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を実施する事業主に対する高率助成
- 3 長期教育訓練休暇等制度**  
働きながら訓練を受講するための長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入する事業主への助成
- 4 自発的職業能力開発訓練**  
労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成
- 5 定額制訓練（サブスクリプション）**  
多様な訓練の選択・実施ができる「定額制訓練」（サブスクリプション型の研修サービスによる訓練）への助成

上記5つの訓練のうち、この度令和6年4月から、「長期教育訓練休暇制度」と「自発的職業能力開発訓練」が拡充されました。

### ◇長期教育訓練休暇制度

教育訓練を受けるために必要な有給・無給の長期にわたる休暇や、所定労働時間の短縮および所定外労働時間の免除のいずれも就業規則等において措置した上で被保険者に与え、自発的職業能力開発を受けようとする労働者の確保等を通じた職業能力開発および向上を促進する制度

#### 対象となる事業主

1. 雇用保険適用事業所の事業主であること。
2. 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画書を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること。
3. 職業能力開発推進者を選任していること。
4. 基準期間（職業訓練実施計画書の提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間）に、当該計画を実施した事業所において、雇用する被保険者を解雇等事業主都合により離職させた事業主以外の事業主であること。等

## 事業主の要件

- ① 「対象となる事業主」に該当すること。
- ② 次の①～③のいずれかに該当する事業主であること。
  - ① 「制度導入・適用計画」に基づき、訓練等を被保険者が自発的に受けられる「長期教育訓練休暇制度」または「教育訓練短時間勤務等制度」を新たに導入すること。
  - ② 既に「長期教育訓練休暇制度」を導入し、当該制度に基づき、被保険者に対して、有給の長期教育訓練休暇を取得させる事業主である場合は、次のいずれかを満たすこと。
    - ・直近の3事業年度に長期教育訓練休暇制度を適用した被保険者が3人未満であることまたは直近の事業年度に当該制度を適用した被保険者がいないこと。
    - ・制度の見直しを行うなど、長期教育訓練休暇制度に基づく休暇の取得者を増加するための具体的な取組を新たな事業内職業能力開発計画に規定すること。
- ③ 計画期間内に、各制度に基づき、長期教育訓練休暇等制度を一定回数適用し、実際に当該被保険者が長期教育訓練休暇等を取得すること。

## 支給対象制度（適用）の要件

### ■長期教育訓練休暇制度の要件

- ① 所定労働日において、合計30日以上の長期教育訓練休暇を付与すること。
- ② 所定労働日において、「1日単位」の長期教育訓練休暇を10日以上連続して1回以上付与すること。
- ③ 休暇取得開始日及び最終休暇取得日がいずれも制度導入・適用計画期間内であること。
- ④ 職業訓練、教育訓練、各種検定又はキャリアコンサルティングを受けた日数が、長期教育訓練休暇の取得日数の2分の1以上であること。

※被保険者は、制度導入・適用計画書の提出日の時点で、当該事業所における被保険者である期間が連続して6か月以上である必要があります。

### ■教育訓練短時間勤務等制度の要件

- ① 制度導入・適用計画期間（3年間）内に、所定労働日において、1回以上の所定労働時間の短縮および所定外労働時間の免除の措置を行うこと。
- ② 教育訓練短時間勤務等制度を利用し受講する教育訓練については、同一の教育訓練機関が行う一連の15回以上の訓練を含むものであること。

## 資金助成の拡充

労働者が柔軟に休暇を取得できるよう、時間単位の休暇を対象とするとともに、中小企業の資金助成について、次の表のとおり拡充されました。

	令和6年3月まで		令和6年4月～	
	資金助成	上限日数	資金助成	上限日数
中小企業	6,000円/日	150日	960円/時 ※1	1,600時間 ※2
大企業			760円/時	1,200時間

※1 1日8時間換算で7,680円/日・人に拡充

※2 1日8時間換算で200日/人に拡充

## ◇自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講する訓練の経費を負担する事業主への助成

## 事業主の要件

- ① 「対象となる事業主」に該当すること
- ② 就業規則等に自発的職業能力開発経費負担制度を定めるとともに、その制度に基づき、被保険者に対して経費を負担する事業主であること。

## 訓練の要件

- ① 自発的職業能力開発経費負担制度を利用し、被保険者が自発的職業能力開発を行うために実施する訓練であること。
- ② 1コースあたりの実訓練時間数が10時間以上であること。 ※20時間以上から緩和されました。
- ③ OFF-JTであること。
- ④ 職務を問わず、職業に必要となる知識や技能の習得をさせるための訓練であること。
- ⑤ 事業外訓練（社外の教育訓練機関に受講料を支払い受講させる訓練等）であること。  
※実訓練時間数の8割以上受講することが必要です。

## 自発的職業能力開発経費負担制度の要件

- ① 被保険者を対象としたものであること（被保険者以外の者を対象に含めたものでも可）
- ② 事業主が、自発的職業能力開発経費の2分の1以上の額を負担するものであること。
- ③ 事業主が、適宜により直接当該被保険者に支払われるものであること（事業主が直接訓練機関に受講料を支払う場合を除く。）
- ④ 制度を規定した就業規則または労働協約を、制度施行日までに雇用する労働者に周知すること。
- ⑤ 被保険者が自発的職業能力開発として、訓練等を受講できるものであること。

## 助成率

訓練メニュー	経費助成率
	中小企業/大企業
自発的職業能力開発訓練	45%（+15%）

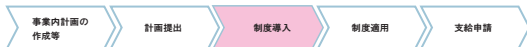
※ ① 内の助成率は、下記の①資金要件②資格等手当要件を満たした場合の率です。

① 資金要件  
毎月決まって支払われる資金について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に、5%以上増加させている場合。

② 資格等手当要件  
資格等手当の支払いについて、就業規則等に規定した上で、訓練終了後の翌日から起算して1年以内に全ての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、毎月決まって支払われる資金を3%以上増加させている場合。

### 助成金支給の流れ

#### ■長期教育訓練休暇制度



#### ■自発的職業能力開発訓練



### ◇申請等受付窓口

徳島労働局助成金センター  
ハローワーク徳島事業主支援コーナー

TEL : 088-622-8609

徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎3階

※管轄により異なる場合があります。



詳細は、厚生労働省HP（人材開発支援助成金）よりご確認ください。



企画広報支援の気づきをシェア

## COLUMN DIGEST / of 企画部

### Instagramのフィード投稿とリール投稿の効果的な使い分け



Instagramの投稿機能は、静止画=フィード投稿、動画=リール投稿と思われている方が多いと思いますが、実はそれぞれ効果的な使い分けを行うことで、より情報を届けやすくなります。今回は、Instagramを戦略的に運用するために必要なフィード投稿とリール投稿の使い分けについてご紹介したいと思います。



### 先生に聞いた高卒採用の求人票のポイントと学校訪問という選択肢



今回は、6月1日より高卒採用の求人申込書の受付が開始されるということで、私が実際に取り組んできた高卒採用についてのお話です。徳島市・鳴門市・板野郡にある高等学校や商業高校などの就職担当の先生から直接聞いた、求人票を書く上で重要なポイントをお話ししたいと思います。また、「企業が学校を訪問するという選択肢」についても触れていきますので、ぜひ、最後まで読んでいただくと嬉しいです。



### 企画・広報業務で「あると便利な無料ツール」をご紹介します！



今回はPCを使って企画・広報関連の業務をする中で、ちょっと役立つ情報の共有として、私自身が実際に使って便利だと思うツールをいくつかご紹介いたします。各ツールの使い道についても併せてご紹介しますので、もし気になるツールがありましたら是非使ってみていただけたらと思います！

